

議案第2号

県立夜間中学の設置方針について

県立夜間中学の設置方針について、次のとおり議決を求めます。

令和3年11月24日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

鳥取県夜間中学設置検討委員会がとりまとめた県立夜間中学設置に向けた方針案を基にして、協議・検討を行った結果、県立夜間中学の設置方針を次のとおり決定する。

1 設置形態

- 県立の夜間中学とする。

2 対象者

- 義務教育未修了者、形式的卒業生（入学希望既卒者）、外国籍の者

3 設置場所・施設

- 鳥取市（施設：鳥取県教育センター情報教育棟（1階））

※県教育センターを県立夜間中学として利用するため、教室等への内部改修、給・排水
管取替、エアコン・電灯設置等の改修工事を行う。

4 生徒・教職員

- （生徒）開校時の学級数を3学級（3学年）とし、各学年10名程度とする。

- （教職員）校長、教頭、教諭6名、養護教諭1名、事務職員1名〔3学級の場合〕

※不足分は会計年度任用職員等に対応。

5 教育活動

- （授業時間）午後5時30分～午後8時45分〔見込〕

※9教科の学習をする（40分授業：1日4コマ）。

※ICTを積極的に活用するなど、新たな学びの形の県立夜間中学を目指す。

6 開校時期

- 令和6年4月開校を目指す。

県立夜間中学にかかる鳥取県教育センターの活用について

小中学校課

＜県立夜間中学設置場所（施設）にかかる考え方＞

多くの対象者が通学することができ、駅に近いなど通学の利便性が高い場所にある、一定程度の空きスペースを有する既存の県有施設を活用する。

1 設置施設について：鳥取県教育センター情報教育棟 1 階（全フロア）を活用する。

＜選定理由＞

- 鳥取市にあり、鳥取大学前駅から徒歩により通学可能な場所に位置する(1 km・徒歩 15 分)。
- 鳥取大学、街道の近隣にあり、夜間にひとけもあり、街灯も多く、安全性も一定程度保たれている。
- 県教育センターに隣接したハートフルスペースがあり、形式的卒業者のサポートや不登校学齢生徒の将来的な夜間中学への入学にかかる支援等も期待できる。
- 鳥取大学の学生や留学生等による生徒への支援(ボランティア活動)も期待できる。

2 県教育センターの活用について

県教育センター情報教育棟は、建築後 50 年近く経過しており(1974 年建築)、配管等を付け替えるとともに、学校施設として必要な改修を行う。

(1) 改修施設 鳥取県教育センター情報教育棟 1 階(約 550 m²) (住所：鳥取市湖山町北 5-201)

(2) 設置教室等 教室 4、多目的室 1 (図書スペース等)、職員室、保健室、相談室、湯沸室、トイレ(バリアフリー含む)

〔改修概要〕

- ・教室、保健室、職員室、相談室設置、給排水設備改修(トイレ、湯沸室)、空調・冷暖房改修、電灯設備等改修、既存設備等撤去・処分 等

(3) 改修経費等 (設計費) 積算中

(工事費) 積算中

※本工事に伴う業務室移動による空調設置工事等あり

(4) 工期等 (設 計) 令和 4 年春～夏 : 令和 4 年当初予算

(工 事) 令和 5 年冬～夏 : 令和 4 年補正予算

⇒令和 5 年秋より改修した情報教育棟 1 階を使用 (予定)

(5) その他

- ・平成 8 年に耐震診断を行い、改修の必要はないという結論
- ・県教育センター 3 棟(本館 S48、情報教育棟 S49、教育相談棟 S59)は長寿命化工事を計画中

施設 ※は必須	概要
校舎(教室) ※	情報教育棟 1 階を改修
校舎(職員室、保健室、図書室) ※	” ※図書室は図書スペースなどで代替
校舎(理科室等)	教育センター内にある施設を活用
運動場※、体育館	湖東中学校の施設を借りる(徒歩 5 分)

※県教育センターには、体育館やグラウンドがないが、近隣に位置する鳥取市立湖東中学校の体育館等の活用について、鳥取市の内諾を受けている状況(週 1 回程度)。

【参考：中学校施設にかかる基準(中学校設置基準：文部科学省)】

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

イ 校舎の面積		ロ 運動場の面積	
生徒数	面積(平方メートル)	生徒数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	600	一人以上二四〇人以下	3600
四一人以上四八〇人以下	600 + 6 × (生徒数 - 40)	二四一人以上七二〇人以下	3600 + 10 × (生徒数 - 240)

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一 教室(普通教室、特別教室等とする。) 二 図書室、保健室 三 職員室

(その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

県立夜間中学にかかる国庫負担・補助について

小中学校課

県立夜間中学にかかる国庫負担・補助については、市町村立中学校と同様に、教職員人件費、施設整備にかかる経費の他、カウンセラー等活用事業や帰国外国人児童生徒支援事業など、中学校における各種国庫負担・補助が対象となる。※地方交付税も同様。


また、夜間中学においては、開設2年前～開設後3年後まで、広報活動や円滑な学校運営に係る補助制度があり、県立夜間中学も対象となる。

- 人件費 国庫 1 / 3 (義務教育費国庫負担金)
地方交付税 2 / 3 (中学校費)
- 改修工事 公共施設等適正管理推進事業債が対象となる。
(充当率 90%、交付税措置率 50%) →実質地方負担率 55%
- 設備 ※一部の設備に国庫補助有 (例:「GIGA スクール構想の実現」に向けた児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業)
- 活動補助 例:
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業 国庫 1 / 3
帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 国庫 1 / 3
学びや生活に関する課題への対応のための教員配置 教員加配を優先的措置
- 夜間中学新設準備・運営補助
 - ・新設準備 2 年間 国庫 1 / 3 ※上限 4 0 0 万円
 - ・開設後 3 年間 国庫 1 / 3 ※上限 2 5 0 万円

※中学校運営にかかる地方交付税措置有

県立夜間中学設置開校に向けたスケジュール

小中学校課

年 度	内 容	施設改修関係
令和3年度 (3年前)	<ul style="list-style-type: none"> ○R4 当初予算に向けた検討 ・教育課程、入学者受入に係る検討委員会開催経費 ・県立夜間中学にかかる周知・広報経費 ・施設改修内容の検討、設計経費 ○(2月議会) 当初予算議決 	
令和4年度 (2年前)	<ul style="list-style-type: none"> ○(4月) 県立夜間中学準備室設置 ○教育課程、入学者受け入れに係る検討委員会開催 ○パブコメ、電子アンケート実施(住民説明会) ○学校概要説明会、生徒対象説明会(体験入学会)開催 ○校名、校章、校歌等の募集(決定) 	 <p>(春～夏) 設計</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <補正予算> 改修工事費 </div>
令和5年度 (1年前)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校説明会開催 ○生徒対象説明会開催 ○志願者相談会開催 ○学校(学校職員)設置、仮執務室で学校業務を開始 ○生徒募集 ○入学予定者面接等実施 	<p>(R4 冬～R5 夏) 改修工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 改修施設で 業務開始 </div>
令和6年4月	開校	